

「介護サービス情報の公表制度」と「地域密着型サービスサービス評価制度」の比較、整理

介護サービス情報の公表制度のスキーム		地域密着型サービス サービス評価のスキーム	公表制度との調整、準備内容
1. 基本的考え方			
制度の目的	利用者の介護サービス事業所の選択(比較検討)を支援	①評価のプロセスを通じて、サービスの質の改善を誘導 ②利用者の選択に資する	制度、目的の違いの周知(行政の説明力、事業所の納得と動機づけ、家族・関係者へのアピール)
2. 実施体制			
1) 調査/評価業務の実施主体			
実施主体	調査機関	評価機関 (東京都除く全国184、東京都128 19年12月末現在)	・評価機関に対して調査機関の指定が必要(GH、小規模多機能の公表制度のみを行う調査機関として) 例)北海道 調査機関:16 評価機関:9のうち6機関が重複=3評価機関を調査機関に指定 ・調査機関、評価機関一覧を照合する。約75%が重複している(19年度評価機関実態調査・東京都除く)
実施主体の指定/選定	公表センター、調査機関ともに県が指定 (公表センターは県の直営(6都道府県)もある)	都道府県の選定(市町村の選定も検討中だが…困難) 評価機関の更新制度も検討中	更新制度等評価機関の要件の見直しの一環で盛り込む 「評価機関の要件及び選定手続き等について」通知を改訂
実施主体の基本要件	法人格を有する、法人自ら調査対象サービスを提供していないこと等7点	ほぼ同左、「調査事務の運営内容の公表の運営規程」、「2名1組のうち1名は介護支援専門員等とすること」が不足	評価機関の要件の見直しの一環で盛り込む 「評価機関の要件及び選定手続き等について」通知を改訂
調査員の基本要件	・調査員2名のうち1名は調査対象サービスに関する知識を有するものが望ましい(資格等定めない) ・研修修了者	・評価の実務を実施することができるものと認められるもの (19年実態調査による全国調査員総数推計4900人、回答した評価機関の調査員数2884人中有資格者の延べ人数4144人(複数資格をカウント)) ・研修修了者	・2名1組のうち1名は介護サービス有知識者とするをルール化
調査員研修方法 (各研修カリキュラムは別紙)	指導者を養成し、指導者による各都道府県での調査員研修を実施 (指導者要件:公表指導者養成研修受講者、調査経験者、該当介護サービス在職経験者等)	・各評価機関が実施(サポートセンターへの依頼は現在約半数の評価機関より) ・東京センター時では講師養成研修の実績あり(現在も講師役を担っている人もいる) ・研修修了後、サポートセンターでは調査員適性チェックを実施(実習調査報告書の添削、レポート等より)	・評価機関の見直しの一環で調査員研修の外部化検討(均質化) 例)県が研修の実施主体となり、社協等が委託機関として実施する。ただし、研修履修後の適性チェック、指導等をいかに行うか課題 ・評価調査員研修の講師(指導者)養成を実施する(今年度補助事業で予定) ・指導者資格および評価調査員資格の付与のあり方検討 ・評価調査員研修実施要領の作成(東京センター時代はあり) ・介護サービス情報の公表の研修を未受講者は履修 ・全評価調査員対象に新たなサービス評価のフォローアップ研修を実施
2) 公表/公開の実施体制			
実施主体	都道府県または指定公表センター(各都道府県1箇所)	・評価機関 ・事業所	
公表媒体	都道府県または公表センターのホームページ	WAMNETまたは各都道府県のホームページ	「利用者の選択」においても、「事業所」「評価機関」の下記公表システムの重複感や煩雑さからも媒体の一元化がベター。可能性の検討
結果等の公表システム	調査機関:ウェブシステムにログインして「情報公表の調査結果」を入力 事業所:ウェブシステムにログインして「基本情報」「調査情報」を入力 →これを公表センターが公表する	評価機関:WAMNETまたは各都道府県のホームページにPDF化して掲載 事業所:事業所内で開示するとともに市町村に自己・外部評価結果を提出	・事業所、評価機関ともにウェブシステムにアクセスして入力するシステムを周知 ・サービス評価市町村連携強化の見直し一環で、評価結果の公開のあり方(市町村窓口活用等)の検討

3) 手数料、調査員状況			
評価手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・調査手数料＋公表手数料を各都道府県で決定。一律料金 全国平均 調査手数料41,461円 公表手数料12,817円 計54,278円(19年7月1日現在厚労省資料) 現在は約1万円近く低くなっている。調査手数料約34,600円(▲6,860)公表手数料約10,850円(▲2,000) 計45,500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・各評価機関が設定 但し、上限制限を設けている県あり 平均1ユニット97,912円 小規模多機能101,309円(実態調査/東京除く) (最大200,000円滋賀県、但し東京都所在機関であり、同県の最小は50,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価機関の要件見直し(更新制の導入等)の一環として、適性価格の指導の徹底(現在の手数料の積算根拠を提出し、審査、選定するシステム強化) ・運営内容の開示(公表の調査機関の規定)を導入することで不当な価格の抑制に
調査員の状況	<ul style="list-style-type: none"> 常勤12%、非常勤88%(平成19年度第2回介護サービス情報の公表制度担当者会議資料) 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価機関への登録方式が多数(重複登録者も僅かあり)。ただし、17年当初「道」に登録するパターンもあった ・謝金:平均 主任調査員17,607円 副調査員12,609円(19年度実態調査/東京都除く) ・交通費:1回1人当たり平均2,500円(東京センター時) ・主任調査員調査1回当たりの実稼働日数:約3.5日(事前準備、打合せ、調査当日、調査結果報告書作成) 	
3. 実施方法			
実施の頻度	年1回	年1回	
実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・開始、終了は各都道府県において定める ・都道府県または公表センターが基準日を定め、年間の報告・調査・公表の計画を策定 ・調査機関もここで割り振られる。調査月は決められるが日時は、調査機関と相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・開設より1年以内、次回以降は公表日より1年以内に実施 ・事業所が評価機関を選択して実施を依頼(外部評価委託契約の締結) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表の計画策定に盛り込んでもらう(必ず実施が可能となるが、初年は前回評価から経過期間が僅かな事業所もでる) ・評価機関の選択の自由をどうこの計画策定に盛り込めるか要検討
訪問調査の日数	原則1日 滞在時間2～2.5時間	原則1日 平均5.6時間(19年度実態調査、東京都除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・公表調査項目と照合しながら評価項目の精練(ポイント絞り込み) ・1日の効果的時間配分の検討、伝達、修練(フォローアップ研修にて) (素案:10時～12時公表の調査 12時～昼食、見学、ヒアリング16時30分終了)
実施内容	自己による基本情報項目＋調査情報項目調査の実施→指定調査機関に送付→調査員訪問による調査情報項目調査の実施→調査機関が指定情報公表センターへ調査結果の報告→公表センターがインターネット等にて公表	自己評価の実施＋家族アンケートの実施→評価機関に送付→評価調査員訪問による外部評価調査の実施→調査報告書を評価機関に提出→点検後事業所へ内容確認→異議ありの場合は審査委員会にて審査決定→評価機関がインターネットにて公開、事業所は評価結果を市町村へ届ける	効率、効果的な実施をめざして、時系列での実施内容を整理し、マニュアル作成
4. 項目関係			
基本情報項目	基本情報項目	情報提供票	<ul style="list-style-type: none"> ・一本化基本案作成済み 内容確認、検討 ・基本情報の入力システム(入力データをエクセルファイルにして保存、アウトプット可能)から、今までの「情報提供票」の開示・提出方法、用途等について確認必要
調査情報項目／評価項目	GH72項目、小規模多機能69項目	自己評価項目(プロセス項目87＋アウトカム項目13)外部評価項目(30項目)、家族アンケート(12項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・公表調査項目のチェックと同様な評価方式とならないための評価システムの検討を(目標水準を導入する等) ・公表調査項目と評価項目の重複感のあるものは調査項目に委ねる。評価は質の確保の重要性を考慮しケアサービスのプロセスの確認を重視した項目に絞り込む ・項目作成部会にて作成(11月中旬、合宿方式、メンバー未定) ・モデルの実施(11月下旬)～項目確定(12月) *共用型タイプの公表制度の整理が必要